

公布された規則のあらまし

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則（規則第 16 号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、手数料の額を改定することとした。（別表関係）
- 2 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則（規則第 17 号）

- 1 消費税率の改定等に伴い、飼養管理費等の額を改定することとした。（第 4 条関係）
- 2 この規則は、平成 31 年 10 月 1 日から施行することとした。
- 3 所要の経過措置を定めることとした。